

2024年2月20日

東京大学総長 藤井輝夫 様

関連業務ご担当の理事・副理事・副学長 様方

理事・副学長（学生支援、入試・高大接続、評価、研究倫理）藤垣 裕子 様

理事・副学長（国際、ダイバーシティ）林 香里 様

理事（事務組織、法務、人事労務、コンプライアンス）角田 喜彦 様

副学長（ダイバーシティ教育）伊藤 たかね 様

副学長（相談支援研究開発センター、ガバナンス改革推進戦略、ハラスメント防止）
佐藤 岩夫 様

副学長（男女共同参画、ダイバーシティ研究環境実現）吉江 尚子 様

副理事（研究倫理、研究費・研究不正対応、GX推進）遠藤 勝之 様

副理事（教育・学生支援）蔭山 達矢 様

副理事（多様な働き方の推進、人件費分析）小寺 孝幸 様

副理事（ダイバーシティ推進）松井 正一 様

副理事（DX推進）水上 順一 様

副理事（SDGs・社会実装、ブランディング強化）山本 貴史 様

本部男女共同参画室 御中

本部学生支援課 御中

大学院総合文化研究科・教養学部長 真船文隆 様

大学院総合文化研究科・教養学部学生支援課 御中

学籍と戸籍の上の性別の 情報の取り扱いに関する要望書

東京大学TOPIA 一同
本件の代表: ハキ (教養学部学際科学科)
gmail: topia.ut.topia@gmail.com

回答期限: 2024年3月31日

まえがき

出生時に割り当てられた性別とは異なるあり方で生活している学生や、これからそう生活するために性別移行を始めようとする学生たちは、社会の中にずっと存在しているのと同じように、当然、東京大学にも存在します。しかし社会一般の状況と同じように、未だにそうした学生たちの存在が適切に認識されないまま大学の制度が設計・保持される結果、当事者学生たちの性別と尊厳が否定され、生活上の支障や多大な精神的負荷が存在し続けています。

この要望書で要望される6つの事柄は、当事者学生の抱える、生活上の支障や多大な精神的負荷に直結しています。

- この要望書内の用語は『東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン』に準じます。
- 要望書の返答の期限は2024年3月31日とします。要望の実現計画がいただけることを期待しております。
- この要望書と頂く回答は、TOPIAのホームページ (topiaut.wordpress.com) で公開させていただきます。

要望する事柄

1. 戸籍上の性別に関わらず、学籍上の性別を生活上の性別に変更することを可能にすること。
2. 受験生が、戸籍上の性別や高校の学籍上の性別ではなく、性自認に沿った性別、もしくは、大学で予定されている生活上の性別で出願できるようにすること。
3. (学籍上および出願フォーム上で) 選択可能な性別の選択肢に、「男」・「女」のみではなく、「その他」・「ノンバイナリー」(可能ならば「回答したくない」も)などの選択肢も入れること。
4. 「科類・学部・学科・コース・研究科の性別ごとの所属人数・入学人数」などにおいて、戸籍上の性別で性別情報が収集・公開されてしまった過去の記録を訂正すること。(特に在籍中の学生にとって、ミスジェンダリングおよび実質的なアウトティングになっているという問題がある。)
5. 1.と2.を実現する制度が間に合わない期間は、「科類・学部・学科・コース・研究科の性別ごとの所属人数・入学人数」などを集計する際、学籍を参照するのではなく、フォームなどで学生本人から収集すること。(その際、性別情報は本部の担当者以外はアクセスできないようにすること。)
6. UTAS上の性別に関係するシステムを改善すること。
 - a. UTAS上の性別に関係するシステムを全て無くすこと。
 - b. a.が技術的に不可能な場合、1.が実現しない間は、「その他」「回答しない」等の選択肢を確保した上で、UTAS上の性別を選択制にすること。この場合「その他」「回答しない」等の選択肢を選んだ人に対しても女子学生向けの情報と男子学生向けの情報の両方が届くようにすること。
 - c. 1.とa.とb.のいずれかが達成されるまでの間、学籍上の性別を問わず、女子学生向けの情報と男子学生向けの情報の両方を全学生に掲示することを即時実行すること。

要望の背景

1. 戸籍上の性別に関わらず、学籍上の性別を生活上の性別に変更することを可能にすること。
2. 受験生が、戸籍上の性別や高校の学籍上の性別ではなく、性自認に沿った性別、もしくは、大学で予定されている生活上の性別で出願できるようにすること。

東京大学において自身の性自認に沿って学籍上の性別を変更することは、年齢が若く経済的な自由が少ない場合がほとんどである当事者学生たちにはとても難しいものです。現状、学籍上の性別を変更するには、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（通称：特例法）による戸籍上の性別変更を行う必要がありますが、特例法による性別変更を実現するには医師による診断のための年単位の時間と、保険適用外の医療費という経済的な負担がかかります。そのため、親のサポートが無ければ特例法による性別変更はほとんど不可能なのですが、日本においては大学生の親世代の、性的マイノリティに関する理解はとても低く、学生にとっては厳しいものとなっています。

また、特例法は、成人のみを対象としています。そのため、17歳で未成年だったり、受験生の期間中に成人していたりすることが多い学部受験生は、事実上特例法にアクセスすることが不可能です。そのため、要望2.が重要となります。

戸籍上の性別変更をしていなくても、学籍上の性別を生活上の性別に変更することが当事者学生にとって重要なのは、ミスジェンダリング（ある人を、その人の性自認と異なる性別として扱うこと）の問題は当然として、要望4.と6.にあるような様々な学生生活上の支障をきたすからです。精神科医の診断や外科的な手術とは関係なく、性自認に沿ったジェンダーの人間として認識されて生活している学生は多く、そのような学生にとって、学籍上の性別はアウティングを引き起こしたり、本人確認上のトラブルを引き起こしたり、シスジェンダーの学生が受けられる大学からのサポートを受け損ねたりします。また、これらの損害は入学時、もしくは入学以前から起きているため、生活上の性別で出願できることが重要となるのです。（戸籍上の性別も同じような問題を引き起こしています。日本のトップ大学としての責任を果たすため、戸籍上の性別の変更の制度を当事者の生活実態に適した形にする一助を果たすことを期待します。）

戸籍上の性別の変更に関わらず学籍上の性別の変更を可能としている大学はいくつかあり、その中には国立の群馬大学も含まれています。（丹野宗丈「LGBTやSOGIに対応、群馬大がガイドライン策定 [LGBT]」『朝日新聞デジタル』2019年4月6日。 <https://www.asahi.com/articles/ASM434TH1M43UHNB008.html>）

この問題の解消は重要であるにもかかわらず、今まで十分な対応はなされてきませんでした。また、これに付随する形としての問題も複数起こっていて、要望4.と6.はそれらに関連していません。

3. （学籍上および出願フォーム上で）選択可能な性別の選択肢に、「男」・「女」のみではなく、「その他」・「ノンバイナリー」（可能ならば「回答したくない」も）などの選択肢も入れること。

東京大学『東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン』（2024）によると、「いいかえるならば東京大学は、構成員の性的指向や性自認の多様性をそれとして認知し、尊重することを誓約しつつ、性にかかわるどのような指向や自認をもつ個人をも東京大学という一つの「社会」に包摂するという目標を提示しています。」とあります。ノンバイナリーの学生をミスジェンダリングすることなく個人情報扱うことを求めます。

4. 「科類・学部・学科・コース・研究科の性別ごとの所属人数・入学人数」などにおいて、戸籍上の性別で性別情報が収集・公開されてしまった過去の記録を訂正すること。（特に在籍中の学生にとって、ミスジェンダリングおよび実質的なアウトティングになっているという問題がある。）

性別ごとの所属人数・入学人数・卒業生の進路状況の人数について、その公開をすることは、特にジェンダー比において男子学生の方が著しく多い現状が問題とされている東京大学において重要であることは認識しています。同時にその情報が戸籍上の性別をもとに取られている以上、その統計が端的に間違っている場合があります。東京大学は現状として、ミスジェンダリングをしたうえで、間違った情報を公開しているということです。

さらにその間違った情報の公開は、そこに数字として掲載されている学生にとって、まさにジェンダー比が著しく偏っているからこそ、アウトティングとして機能することがあります。教養学部理科三類や理学部各学科、理学系研究科各専攻、数理学研究科をはじめとした、男子学生の割合が圧倒的に多いコースの所属人数が公開され、さらに戸籍上の性別とは異なる性別で学生生活を送る学生が所属している場合、どの学生が「女子学生」なのか、といった形で、学生による詮索が始まることは、珍しくありません。そのような「詮索」は、必ずしも男子学生の割合が多いコースで起こるわけではなく、全体の人数が少ない場合、例えば推薦入試、帰国子女入試においても行われることがあります。卒業生の進路状況の人数においても、所属に加えて進路ごとに細分化されてしまっているため、「詮索」の対象となりやすいです。またそのような「詮索」が行われない場合でも、マイノリティ学生は、それが行われる可能性を想定し、それによってミスジェンダリング、アウトティングを回避するコストを負わされることとなります。

ただし、この項目で要求している点が実現されることは、トランスジェンダーの学生にとっても不利益に繋がる可能性があります。なぜなら後から所属人数・入学人数が訂正されることによって、「誰の枠が訂正されているのか」といった、さらなる「詮索」が行われる可能性があるからです。そしてそれがどれだけの危険性として、つまり既に行われてきたミスジェンダリングを許容してでも訂正することを回避しなければならない危険性として存在しているかは、その学生が置かれている状況によります。そのため、すでに大学が行ってしまった不正の訂正の運用については、それぞれの学生に訂正を求めるかの確認をし、かつ訂正について可能な範囲で大きく広報しないなど、慎重な運用をすることを求めます。

〈アウトティングについて〉

- アウトティングとは、本人の性のあり方を本人の同意なく第三者に暴露することです。
- トランス/ノンバイナリー学生の当事者の場合、自身の性自認だけではなく、戸籍上の性別や出生時に割り当てられた性別を本人の同意なく他者に暴露することもアウトティング行為になります。
- 戸籍上の性別や出生時に割り当てられた性別が推測可能なため、別学の出身高校の情報を暴露することもアウトティング行為になります。
- 善意によるもの、つまり「良かれと思って」アウトティングした場合でも、アウトティングされた本人が不利益をこうむったり危険を感じたりするケースが存在します。アウトティングする側の意図に関わらず、本人の性のあり方を他者に伝えていいかは必ず確認が必要です。
- たとえ名前を伏せていたとしても、その人にまつわる情報を掲載したり共有したりすることで個人が特定されてしまうケースもあります。今回の要望書でいえば、性別ごとの所属人数・入学人数・卒業生の進路状況の人数について現行の制度、つまり戸籍上の性別をそのまま記載することでアウトティングが発生するケースが十分に考えられます。

〈アウトティングによる不利益・危険〉

- 既にアウトティングはかなりの人々が経験しています。特にトランス/ノンバイナリーの場合はアウトティングを経験した人の割合が高いです。
- アウトティングが行われたとき、大した被害にならないこともあれば、命の危機につながることもあります。
- 命が失われることにつながった事件もあります。
- いくつかの自治体にアウトティングを禁止する条例が既に存在します。
- 性のあり方に関する情報を本人がコントロールできるような仕組みが社会全体としても必要であり、大学の制度としてもその仕組みが徹底されるべきです。

5. 1.と2.を実現する制度が間に合わない期間は、「科類・学部・学科・コース・研究科の性別ごとの所属人数・入学人数」などを集計する際、学籍を参照するのではなく、フォームなどで学生本人から収集すること。（その際、性別情報は本部の担当者以外はアクセスできないようにすること。）

情報の取り扱いの機密性を保つため、フォームの結果の閲覧者を管理することを強くお勧めいたします。

6. UTAS上の性別に関係するシステムを改善すること。

- a. UTAS上の性別に関係するシステムを全て無くすこと。
- b. a.が技術的に不可能な場合、1.が実現しない間は、「その他」「回答しない」等の選択肢を確保した上で、UTAS上の性別を選択制にすること。この場合「その他」「回答しない」等の選択肢を選んだ人に対しても女子学生向けの情報と男子学生向けの情報の両方が届くようにすること。
- c. 1.とa.とb.のいずれかが達成されるまでの間、学籍上の性別を問わず、女子学生向けの情報と男子学生向けの情報の両方を全学生に掲示することを即時実行すること。

現在UTASで発信されている「女子学生向け情報」に、トランスの女子学生など学籍が男性になってしまっている学生はアクセスできず、必要な情報を得ることが妨げられています。また、トランスの男子学生や一部のノンバイナリーの学生にとっては、見たくない情報が来る場合もあります。お知らせ対象性別が男女に限定されていること自体が男女二元論そのものであり、そのことに苦痛を感じる人たちがいます。ミスジェンダリングはマイクロアグレッションにあたり、精神的苦痛をトランス/ノンバイナリー学生が受けることとなります。

あとがき

そもそもトランス/ノンバイナリー学生は、その他の場面でも社会的・構造的な要因により様々な問題に直面しています。例えば、性別移行を行う上で性別適合手術を受けたりホルモン治療を行ったりする上で経済的困難を抱える学生がいます。他にもシスジェンダーではないことを理由に保護者や友人、教員といった学生生活に深く関わるような対人関係において苦痛を感じる学生もいます。あらゆる場面で当事者学生は困難を抱えています。だからこそ、大学というアカデミズムの場においてトランス/ノンバイナリー学生を含む多様なマイノリティ学生を包摂した形での制度作りや現行制度の見直しはいちはやく達成されるべきであり、特にダイバーシティ&インクルージョン宣言を掲げ、「東京大学における 性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン」を制定した東京大学においては、大変重要かつ喫緊の課題なはずで、迅速な対応が取られることを強く期待します。